

入札公告

次のとおり、一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和2年2月13日
独立行政法人農林漁業信用基金
総括理事 深水 秀介

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名：最高情報セキュリティアドバイザー及び情報化統括責任者補佐官業務
- (2) 業務内容等：別添「入札説明資料」による。
- (3) 契約期間：別添「入札説明資料」による。
- (4) 履行場所：別添「入札説明資料」による。
- (5) 入札方法：落札者の決定は、総合評価方式をもって行うので、技術提案書を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 公告日において平成31・32・33年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東、甲信越地域の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）とする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 入札説明書に示す、全ての事項を満たすことができる者であること。
- (7) 本件業務実施に当たって、現在当基金で稼働しているシステム及び電子機器類等に係る保守業者及びネットワーク業者等関係する業者（以下「関

連業者等」という。)と協力して円滑な作業を行うことが可能であること。

- (8) 入札説明書等の交付期間に別紙「秘密保持に関する確認書」の提出に基づき開示した「仕様書参考資料」を受領している者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札者は、別添「入札説明資料」及び「仕様書参考資料」を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、別添「入札説明資料」及び「仕様書参考資料」に基づいて技術提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、当基金から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 入札書の提出場所、仕様書参考資料の交付場所及び問い合わせ先

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室 システム管理課

電話 03-3294-4471 FAX 03-3294-3140

- (4) 入札説明資料及び仕様書参考資料の交付期間

令和2年2月13日(木)～令和2年2月25日(火)12時00分

土日祝祭日を除く平日10時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く、交付期間最終日においては12時00分まで。)交付場所において交付する。なお、当基金ホームページの「契約関連情報」(<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>)にて入札公告、入札説明資料等入札に関わる各種書類を公表している。仕様書参考資料については、秘密保持に関する確認書を提出した者へメール等で個別に配布する。

- (6) 入札に関する質問の受付期限

令和2年2月25日(火)12時00分

入札に関する質問がある場合は、質問書(様式の指定なし。)により、原則として電子メールにて照会すること。

- (7) 入札の日時

令和2年3月3日(火)10時00分まで

独立行政法人農林漁業信用基金

入札書及び技術提案書を持参すること。郵送及び電送(ファックス、電子メール等)によるものは認めない。

- (8) 技術提案会の日時及び場所

令和2年3月9日（月）予定
独立行政法人農林漁業信用基金 コープビル5階 第2会議室

(9) 開札の日時及び場所

令和2年3月13日（水）10時00分
独立行政法人農林漁業信用基金 コープビル5階 第1会議室

4 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況や、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとするので、所要の情報の当基金への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、ご了知をお願いします。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当基金OB）の人数、現在の職名及び当基金における最終職名

イ 当基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当基金に提供する情報

ア 契約締結日時点で在職している当基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金は、免除する。

(3) 入札者に求められる義務は、別添「入札説明資料」による。

(4) 契約締結の際には、契約書を要する。

(5) 入札の無効は、別添「入札説明資料」による。

(6) 落札者の決定方法

当基金が入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明資料による。